

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)
地域名 (地域内農業集落名)	敏満寺 (敏満寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、小規模農家数34名・認定農家数4名・集落営農法人2団体であるが、高齢化、病気、農業機械の故障等による更新をすることなく離農する農家が今後ますます進み、非農家からの作業支援、担い手、法人の後継者育成をする必要がある。

・担い手、法人が利用する農地が飛び地であるため、作業効率を考えると集約化が必要である。

・地域の活性化を図るため特色ある農業への取組みが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、地域の特産物である麦・蕎麦をはじめ、加工・業務用野菜の生産に向けた水田の畑地化及び団地化を形成した産地づくりを確立する。

・認定農業者、集落営農法人に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

敏満寺における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業組合が中心となり担い手への集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
畔・用排水路の劣化がみられ、再整備する必要があることは認識しているが、個々および集落住民による整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業はJA東びわこに委託。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策として電気柵の点検を継続する。
 ②地域の特産物である水稻を段階的に有機農業に切り替えていく。
 ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業により地域農業の保全活動を行う。
 ⑧法人組織の農業用施設の建築・整備に協力する。